る法第三十六条第一項第一号イ及びハに掲げる物の項の中欄に掲げる地域以外の地域をいう。）に輸入されたものである旨を記載した当該非規制地域の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びにこれらの容器包装	（略）	（略）
二～七　（略）		
法第三十六条第一項第一号ロに掲げる物	（略）	（略）
穀物のわら（規則第四十三条の二に定めるものを除く。）及び飼料用の乾草	（略）	（略）

附　則

この告示は、令和八年九月三十日から施行する。

○農林水産省告示第千五百一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成二十八年農林水産省告示第千八百二十七号（ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正する。

令和八年九月三十日

農林水産大臣　簗　和生

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			
別表			
都道府県	市町村	地域	
北海道	（略）	（略）	
	斜里郡小清水町	神浦（百四十五番五、百五十六番二、五、七及び八、百五十七番四、百五十八番一及び三、百五十九番一及び二、百六十三番二、百六十五番、百六十六番、百六十八番、百六十九番一、四及び五、百七十番一及び四、百七十二番三及び五、百七十六番二、百八十番二、二百七番、二百七番二、二百八番、二百十一番一、二百十九番、二百二十一番一、二百二十二番二及び三、二百二十三番二、三、十四及び十七、二百二十四番二、二百二十六番三、二百五十一番一及び八、二百五十二番二から	

改正前			
別表			
都道府県	市町村	地域	
北海道	（略）	（略）	
	斜里郡小清水町	神浦	